

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年12月14日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ  
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 バリー・オドワイヤー  
(Barry O'Dwyer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、  
ユージン・リュペール通り 2 - 4 番  
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽  
同 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽  
同 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6775) 1000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【提出理由】

ブラックロック・グローバル・ファンズ（BLACKROCK GLOBAL FUNDS）（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドであるワールド・ボンド・ファンド（World Bond Fund）に関して、以下のとおり重要な変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

（1）サブ・ファンドの投資方針および投資制限が、以下のとおり変更されます。

（注）変更箇所には下線を付しております。

### 第一部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

- ・ クラスタ爆弾禁止条約は、2010年8月1日付で国際法として拘束力を有し、クラスタ爆弾の使用、製造、取得または譲渡を禁止した。したがって、ファンドのために投資顧問会社は、対人地雷、クラスタ爆弾ならびに劣化ウラン弾および装甲に法人として関与している世界中の会社について審査を行う。かかる法人としての関与が確認された場合、取締役会の方針としてファンドは、当該会社により発行された有価証券への直接の投資を認められていない。

中国インターバンク債券市場

（中略）

リスク管理

（中略）

ワールド・ボンド・ファンド

（中略）

サブ・ファンドのレバレッジの予想水準：純資産価額の250%。

<訂正後>

（前略）

- ・ クラスタ爆弾禁止条約は、2010年8月1日付で国際法として拘束力を有し、クラスタ爆弾の使用、製造、取得または譲渡を禁止した。したがって、ファンドのために投資顧問会社は、対人地雷、クラスタ爆弾ならびに劣化ウラン弾および装甲に法人として関与している世界中の会社について審査を行う。かかる法人としての関与が確認された場合、取締役会の方針としてファンドは、当該会社により発行された有価証券への投資を認めていない。

環境・社会・ガバナンス（ESG）統合

ブラックロック・グループは、ESG統合を、リスク調整後のリターンを高めるために、重要な環境・社会・ガバナンス（ESG）情報を投資判断に取り入れることと定義した。ブラックロック・グループは、すべての資産クラスおよびポートフォリオ運用のスタイルにおいて、重要なESG情報が関連性を有することを認識している。投資顧問会社は、ルクセンブルグを拠点とするすべての活動中のファンドにおける投資プロセスにおいて、ESGに関する考慮事項を統合する。ESG情報は、投資リサーチ、ポートフォリオ構築、ポートフォリオの見直しおよびスチュワードシップ・プロセスにおける検討対象に含まれる。

各サブ・ファンドについて、会社のリスクおよび定量分析グループは、投資顧問会社と協力してポートフォリオの見直しを行い、ESGリスクに対するエクスポージャーが伝統的な財務上のリスクと同様に定期的に考慮されることを確保する。投資顧問会社は、調査プロセスにおいて、総合的な情報の一つとしてESGデータを検討し、投資プロセスにおいてかかるESGデータの重要性を判断する。サブ・ファンドの投資決定の際に考慮すべき事項は、ESG要因のみではない。投資顧問会社によるESGデータの評価は主観的なものであり、時を経て変化する可能性がある。

このアプローチは、投資目的に従ってサブ・ファンドを運用するという投資顧問会社の規制上の義務と整合するものである。ブラックロック・グループのESG統合へのアプローチは、投資分析を進化させること、およびサブ・ファンドの投資に対しESGリスクが与えるであろう影響を理解することを目標として、投資顧問会社が考慮する情報の総量を拡大するものである。投資顧問会社は、サブ・ファンドの目的に適した投資決定を行うために、ESG考慮事項を含め、様々な経済・金融指標を評価する。

サブ・ファンドの文書に別段の記載がなく、またサブ・ファンドの投資目的に別段の記載が含まれない限り、ESGまたはインパクトに重点を置いた投資戦略または排除スクリーニングがサブ・ファンドによって採用されることは示唆されていない。

ブラックロック・グループは、サブ・ファンドの資産の長期的な価値を保護し、また拡大することを目的として、投資スチュワードシップの約束と議決権行使を行っている。ブラックロック・グループの経験上、リスク管理の監督、取締役会の説明責任および規制の遵守を含む健全なガバナンス慣行によって、持続可能な財務業績および価値創造が強化される。ブラックロック・グループは、最優先事項として、取締役会の構成、有効性および説明責任に重点を置いている。ブラックロック・グループの経験上、高い水準のコーポレート・ガバナンスは、取締役会のリーダーシップと監督の基礎となる。ブラックロック・グループは、取締役会が、その有効性およびパフォーマンス、ならびに取締役の責任およびコミットメント、交代および承継の計画、危機管理ならびにダイバーシティに関する取締役会の姿勢を評価する方法に関する理解を深めることを約束する。

企業のビジネスモデル固有の重要な環境要因に関する健全な実務慣行は、適正なオペレーションおよび経営の質を示すシグナルとなり得る。企業の長期的な財務成績に関連する環境要因は、通常、業界特有のものであるが、今日のダイナミックなビジネス環境においては、規制や技術の変化といった一部の他の要因がより大きな影響力を持つことがある。企業による報告は、投資家およびその他の者が、これらの要因に対する企業のアプローチや、どのようにリスクが軽減され、機会が実現されるかを理解する一助となるものである。

ブラックロック・グループは、その事業の2つの重要な特徴に基づき、投資スチュワードシップ業務において、長期的な視点を持っている。すなわち、ブラックロック・グループの投資家の大半が長期的な目標のために貯蓄しており、長期的な投資家であると想定されること、また、ブラックロック・グループは、多様な投資ホライズンの戦略を提供しており、投資先企業と長期的な関係を築いていることである。

持続可能な投資および投資スチュワードシップに対するブラックロック・グループのアプローチの詳細については、ウェブサイト( [www.blackrock.com/corporate/sustainability](http://www.blackrock.com/corporate/sustainability) および <https://www.blackrock.com/corporate/about-us/investment-stewardship#our-responsibility> ) を参照されたい。

中国インターバンク債券市場

( 中略 )

リスク管理

( 中略 )

ワールド・ボンド・ファンド

( 中略 )

サブ・ファンドのレバレッジの予想水準：純資産価額の250%。

ベンチマークの使用：サブ・ファンドは積極的に運用されており、投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象を選択する裁量を有している。その際、投資顧問会社は、サ

サブ・ファンドのポートフォリオの構築時にリスク管理目的でブルームバーク・パークレイズ・グローバル・アグリゲート・米ドルヘッジ・インデックス(「本インデックス」)を参照し、サブ・ファンドの投資目的および投資方針に照らしてサブ・ファンドが負うアクティブ・リスク(すなわち本インデックスからの乖離の程度)が引き続き適切であることを確保する。投資顧問会社は、投資対象を選択する際に本インデックスの構成銘柄または加重に拘束されない。また、投資顧問会社は、特定の投資機会を活用するために、独自の裁量を用いて本インデックスに含まれない有価証券に投資することができる。しかし、投資目的および投資方針の信用格付要件によって、ポートフォリオの保有銘柄が本インデックスから乖離する範囲が限定されることがある。本インデックスは、サブ・ファンドのパフォーマンスを比較するために投資者において使用すべきである。

#### (4) 投資制限

<訂正前>

(前略)

- 2.3 各サブ・ファンドは、ファンドの他のサブ・ファンド、2.1(f)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を購入することができる。各サブ・ファンドのUCITS、ファンドの他のサブ・ファンドおよびその他のUCIへの合計投資額は、サブ・ファンドが他のUCITSのファンドに対し投資適格があるとみなされるよう、純資産額の10%を超えないものとする。

各サブ・ファンドがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を購入した場合、2.6項に定める制限に関連してそれぞれのUCITSおよびその他のUCIの資産を織り込む必要はない。

サブ・ファンドが直接または委託によって、同じ投資運用会社が運用し、または共通の経営もしくは支配または大規模は直接保有もしくは間接保有によってかかる投資運用会社と関連するその他の企業が運用するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、かかる受益証券に関連してファンドに対して申込みまたは買戻しの手数料を徴収してはならない。詳細は、後記「第二部 外国投資法人の詳細情報、第3 管理及び運営、2 利害関係人との取引制限」を参照のこと。

- 2.4 サブ・ファンド(以下「投資サブ・ファンド」という。)が、ファンドの他のサブ・ファンド(以下「対象サブ・ファンド」という。)の投資証券に投資する場合、
- ・ 対象サブ・ファンド自体は、投資サブ・ファンドに投資することができない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- 2.3 各サブ・ファンドは、ファンドの他のサブ・ファンド、2.1(f)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を購入することができる。各サブ・ファンドのUCITS、ファンドの他のサブ・ファンドおよびその他のUCIへの合計投資額は、サブ・ファンドが他のUCITSのファンドに対し投資適格があるとみなされるよう、純資産額の10%を超えないものとする。

各サブ・ファンドは、2.1.6に記載されるUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができる。ただし、かかるサブ・ファンドの純資産額の20%を超えて単一のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資することはできない。この制限の適用上、対象となるアンブレラ・ファンドのUCITSまたはUCIの複数のサブ・ファンド

は、第三者請求に関する債務が当該サブ・ファンド間で有効に分別されている場合には、それぞれ別の発行体とみなされる。

UCITS以外の適格UCIの受益証券に対する一サブ・ファンドの最大合計投資額は、当該サブ・ファンドの純資産額の30%を超えてはならない。

各サブ・ファンドがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を購入した場合、2.6項に定める制限に関連してそれぞれのUCITSおよびその他のUCIの資産を織り込む必要はない。

サブ・ファンドが直接または委託によって、同じ投資運用会社が運用し、または共通の経営もしくは支配または大規模は直接保有もしくは間接保有によってかかる投資運用会社と関連するその他の企業が運用するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、かかる受益証券に関連してファンドに対して申込みまたは買戻しの手数料を徴収してはならない。詳細は、後記「第二部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」を参照のこと。

サブ・ファンドが純資産額の大部分をその他のUCITSおよびその他のUCIに投資する場合、投資顧問会社は、当該サブ・ファンドに課せられる運用報酬総額(成功報酬(もしあれば)を除く。)(かかるサブ・ファンドが投資する他のUCITSおよびUCIからの運用報酬を含む。)が、サブ・ファンドの純資産価額の1.50%を超えないことを確保する。

- 2.4 サブ・ファンド(以下「投資サブ・ファンド」という。)が、ファンドの他のサブ・ファンド(以下「対象サブ・ファンド」という。)の投資証券に投資する場合、
- ・ 対象サブ・ファンド自体は、投資サブ・ファンドに投資することができない。  
(後略)

(2) 当該変更の年月日  
2020年12月11日